

第1章 各省庁における地域科学技術振興施策の現状

1-1. 各省庁の施策の概要

地域の科学技術振興の担い手は大学、国公設試験研究機関等学術研究機関や地域企業に負うものであり、支援施策も研究機関、研究者個人、企業を対象とするもの、あるいは、これらの参画によるコンソーシアムを対象とするものなど多岐にわたる。

地域産業の振興を前提とした場合には、地域の産業資源を最大限に活用する地域の共通課題のブレークスルーを目指すなどの視点が重要になってくると考えられることから、施策の目的が地域の産業振興に結びつくこと、産学官連携研究共同体（コンソーシアム）を支援対象とするものについて、その実態を把握することとした。

(1) 施策抽出の考え方

- ・地域の科学技術振興、とりわけ地域産業の振興を目的とする施策であり、かつ、コンソーシアムによる研究体制を支援する施策であること。
- ・従って、地域を念頭に置かない支援策、個々の研究機関・研究者・企業の研究開発支援を目的とする施策は除外した。

(2) 該当する施策

- ・ A = 地域産業振興を施策の目的とし産学官連携等への助成を主体とするもの
- ・ B = 地域産業振興、産学官連携を必ずしも意図しないが、結果的に高い地域性を有する助成対象・研究内容が多いもの。なお地域性の高い助成事業が全助成対象の半数以上を占めるものについては「B+」とした。

- ・ 40の施策・事業を抽出し、その中から上記の条件に適合するものとして23の施策・事業を抽出した。(表1-1-1)
- ・ そもそも地域振興を目的としない施策・事業ではあっても結果的に地域において産学官等のコンソーシアムを組んで研究事業を実施している例もあった。このような例では各省庁の担当者もその実態を把握していない状況がみられた。
- ・ また、これまでは個別企業や研究機関・研究者を対象とする施策・事業であったものが16年度からは地域振興枠を設けるといった例もみられるなど、時代の要請に応じ

てその枠組みが柔軟に変化する傾向にある。

- ・従って現在ランク B 該当する施策・事業あるいは抽出されなかった施策・事業であっても、今後ランク A、B+となる可能性は十分にある。
- ・金融庁、自治体が行っている「構造改革特区」などについても予備的な調査を行ったが、具体的な研究開発支援事業に至っているケースがないことから、Cランクとして検討対象から省いた（施策・事業として11件）ものもある。これらの施策・事業についても、将来的には「地域事業」となり得る可能性もあり、フォローが必要と思われる。
- ・ランク A に該当する施策・事業は文部科学省関係、経済産業省関係、農林水産省関係のみであり、予算額では文部科学省関係が54%、経済産業省関係40%などとなっている。（表1-1-2）

(3) 施策の概要

・上記 A、B の施策・事業について各省庁のホームページや担当者へのヒアリングを通じて、概要をとりまとめた。

- ・施策の概要、開始年、1 件当り助成規模、予算、採択数、助成先、事業内容についてとりまとめた。
- ・1 件当りの助成規模は100万円／年～5億円／年と巾があるが、数千万円／年の規模が多い。
- ・予算も同様に2億円／年～400億円／年と巾があるが、数十億円／年の規模のものが多い。
- ・採択数は数件／年から1,000件／年を超えるものまでであるが、100件／年を超えるケースは少なく、数十件／年が多い。
- ・助成先は、今回取り上げた「地域事業」としての性格を反映し、中核的支援機関を対象とするケースが多くなっている。

表1-1-1 各省庁における地域科学技術振興施策 一覧

No.	所 管	制 度 名	地域性指標
1	文部科学省	知的クラスター創成事業	A
2	文部科学省	都市エリア産学官連携促進事業	A
3	文部科学省	大学知的財産本部整備事業	A
4	科学技術振興機構	重点地域研究開発促進事業（研究成果活用プラザ）	A
5	科学技術振興機構	地域結集型共同研究事業	A
6	科学技術振興機構	地域研究開発促進拠点支援事業	A
7	総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度	B
8	総務省 消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	B
9	通信・放送機構	先進技術型研究開発助成制度	B
10	厚生労働省	厚生労働科学研究費	B
11	農林水産省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	A
12	農林水産省	ブランド・ニッポン加工食品供給促進技術開発事業	A
13	(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構	新事業創出研究開発事業（地域型）	A
14	(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業	A
15	経済産業省	地域新生コンソーシアム研究開発事業	A
16	経済産業省	地域新規産業創造技術開発費補助事業	A
17	中小企業庁	中小企業技術開発産学官連携促進事業	A
18	新エネルギー・産業技術総合開発機構	大学発事業創出実用化研究開発事業	B+
19	新エネルギー・産業技術総合開発機構	基盤技術研究促進事業	B
20	中小企業総合事業団	課題対応技術革新促進事業	B
21	中小企業総合事業団	戦略的基盤技術力強化事業	B
22	国土交通省	建設技術研究開発助成制度	B
23	環境省	環境技術開発等推進費	B+

※ 地域性指標について

1. 指標「A」
事業の趣旨が地域事業を対象とするもの。
2. 指標「B」
事業の趣旨は地域事業を対象とはしていないものの、結果として高い地域性を有する助成対象・研究内容が多いもの。
「+」は地域性の高い助成事業が全助成対象の半数以上を占めるもの。

※ 「地域事業」の要件は下記の通りとする

- ① 研究開発の対象や内容が特定地域を対象としているもので、その成果が特定地域に還元されるもの。
- ② 産学官（産学、学官等いずれか2者のみの事例も）連携を構成する主体が特定地域に集まっているもの。

表1-1-2 予算別に見た各省庁における地域科学技術振興政策

省庁	事業名	15年度予算額	省庁合計	外郭団体合計	省庁+外郭団体	合計に占める割合
文部科学省	知的クラスター創成事業	69億円	124億円	△	△	
	都市エリア産学官連携促進事業	31億円				
	大学的財産本部整備事業	24億円				
科学技術振興機構	重点地域研究開発促進事業（研究成果活用プラザ）	32億8,000万円	△	92億円	216億円	53.6%
	地域結集型共同研究事業	53億1,000万円				
	地域研究開発促進拠点支援事業	6億1,000万円				
経済産業省	地域新生コンソーシアム研究開発事業	99億9,000万円	155億3,000万円	△	158億8,000万円	39.4%
	地域新規産業創造技術開発費補助事業	55億4,000万円				
中小企業庁	中小企業技術開発産学官連携促進事業	3億5,000万円	3億5,000万円	△	△	
農林水産省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	19億8,000万円	21億4,000万円	△	28億2,000万円	7.0%
	ブランド・ニッポン加工食品供給促進技術開発事業	1億6,000万円				
(独)農業・生物系特定産業技術研究機構	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業	6億8,000万円	6億8,000万円	△	△	
合計		403億円	304億2,000万円	98億8,000万円		

施策の概要

所管官庁	1. 文部科学省 科学技術・学術政策局		制度名 知的クラスター創成事業	
概要	本事業では、地域科学技術施策は地域の振興に資する科学技術振興施策であり、地方自治体が行う科学技術振興に対する支援を中心としたものであるとの認識から、自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のため、「人」と「知恵」の集積による「知的クラスター」の創成を目指す。			
開始年	平成14年度	予算額	13年度	選定数
1件当り事業規模	1地域当たり5億円程度/年		14年度	60億円
			15年度	69億円
助成先	地方自治体が指定する本事業の実施主体たる中核機関（都道府県及び市町村の財団等科学技術関係財団等）			
事業内容 (研究開発内容)	① 事業実施の司令塔となる「知的クラスター本部」の設置（本部長、事業総括、研究統括等の配置） ② 専門性を重視した科学技術コーディネーター（目利き）の配置や「弁理士」等のアドバイザーの活用 ③ 大学の共同研究センター等における企業シーズを踏まえた新技術シーズを生み出す産学官共同研究の実施 ④ 研究成果の特許化及び育成に係る研究開発の実施 ⑤ 研究成果の発表等のためのフォーラム等の開催			

所管官庁	2. 文部科学省 科学技術・学術政策局		制度名 都市エリア産学官連携促進事業	
概要	都道府県等（政令指定都市を含む）の都市エリア（研究開発ポテンシャルを有する中核的な都市とその周辺）に着目し、同エリアにおける産学官連携事業の促進を通じて大学等の「知恵」を活用し新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指す。各都市エリアの産学官連携実績や経験に応じて、申請者側の選択により、以下の3タイプの事業を実施する。 ① 連携基盤整備型（事業計画の規模：6千万円程度/年×3年） 産学官連携基盤の整備を目標とするもので、課題探索や研究交流等を中心とした事業展開。 ② 一般型（事業計画の規模：1億円程度/年×3年） 一般的な形態で、ある程度産学官連携事業実績がある地域において、分野特化を前提に、新技術シーズ創出を図るため、共同研究を中心とした事業展開。 ③ 成果育成型（事業計画の規模：1億4千万円程度/年×3年） 産学官連携事業実績が豊富で、研究成果が多数存在する地域において、共同研究と研究成果育成を中心とした事業展開。			
開始年	平成14年度	予算額	13年度	採択数
1件当り事業規模	1エリア当り6,000～1億4,000万円程度/年		14年度	25億円
			15年度	31億円
助成先	都道府県等が指定する中核機関			
事業内容 (研究開発内容)	各類型の予算の範囲内で、下記のメニューを組み合わせる事業を実施。 ① 研究交流事業 研究交流会等の開催、科学技術コーディネータ（目利き）の雇用等 ② 産学官による共同研究の実施 ③ 研究成果育成事業 可能性試験や共同研究等で得られた研究成果について新技術・新産業創出に向けた共同育成研究の実施			

所管官庁	3. 文部科学省 研究振興局		制度名 大学知的財産本部整備事業	
概要	本事業は、特許等知的財産の機関帰属への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するため、全学的な知的財産の管理・活用を図る「大学知的財産本部」を整備し、知的財産の活用による社会貢献を目指す大学づくりを推進することを目的とする。			
開始年	平成15年度	予算額	13年度	採択数
1件当り事業規模	5,000～6,000万円/年		14年度	
			15年度	24億円
助成先	国公立大学、国公立高等専門学校及び大学共同利用機関			
事業内容 (研究開発内容)	「既存の概念に縛られない各大学の自由な発想による、新しいマネジメントの体制の整備に向けた構想」を募り提出された構想からモデル校を採択し5年間事業経費を継続的に支給する。採択された大学では弁理士、弁理士等の知的財産に関する専門家の雇用、知的財産に関する啓蒙・普及活動を通じて知的生産の活用による社会貢献を推進する。			

所管官庁	4. 科学技術振興機構	制度名	重点地域研究開発促進事業（研究成果活用プラザ）					
概要	<p>本事業は研究開発活動の活発な大学等の近隣を代表とする研究開発ポテンシャルの高い地域において、科学技術振興機構の地域拠点として「研究成果活用プラザ」を建設し、これを拠点として大学及び地域との連携という観点から、科学技術コーディネーターによるシーズ検索を通じて大学等の独創的な研究者と企業との共同研究を実施し、研究開発を推進する。又、地域における産学官連携事業においてインキュベーション施設として活用する。</p>							
開始年	平成13年度	予算額	13年度	17億100万円	採択数	13年度	25件（応募169件）	
1件当り事業規模	3,000万円程度/年		14年度	31億1,100万円		14年度	20件（応募143件）	
			15年度	32億8,100万円		15年度	16件（応募85件）	
助成先	研究者・民間企業・同機構の共同研究体							
事業内容(研究開発内容)	<p>① 地域における産学官交流の促進 各プラザに科学技術コーディネーターを配置し、地域における科学技術振興を担う財団並びに同地域において科学技術に関するコーディネート活動に従事している者と連携し、地域における大学等の研究成果、企業の研究開発情報等の探索・収集を通じて産学官の試験研究をコーディネートする。また、同機構本部の有する全国の大学等の研究成果情報の提供、独創的な研究者を中心とする研究会等の開催を通じ、地域における産学官交流を促進させる。 また、科学技術コーディネーターの指導の下にコーディネート活動を行うコーディネートスタッフを配置し、次世代コーディネーターの育成に努める。</p> <p>② 独創的研究成果の育成・活用 大学や国公立試験研究機関等の独創的研究成果で事業化が望まれる課題について、プラザ内に同機構が雇用した研究者・技術者で構成する研究室を設置し、大学研究者や事業化を希望する企業等と共同研究を行い、事業化に向けて育成のための試験研究を実施する。</p> <p>③ 諸事業との連携 科学技術コーディネータ等が収集した研究情報やプラザにおける研究の成果等を、同機構の技術移転諸事業をはじめ、国や自治体の諸事業と連携し、研究成果の社会還元に向けた多面的な展開を図る。</p>							

所管官庁	5. 科学技術振興機構	制度名	地域結集型共同研究事業				
概要	<p>国として設定する重点研究領域において、地域が目指す特定の研究開発目標に向け、研究ポテンシャルを有する研究開発型企業、公設試験研究機関、国立試験研究機関、大学等地域の産学官研究開発セクターが結集して世界的水準の研究領域を開拓し共同研究を行うことで、独創的な新産業創出等に資する科学技術基盤の形成及び強化を図る。 各地域における事業終了後は、関係研究機関の有機的連携による研究成果の蓄積、継承、高度化を通して地域における新技術・新産業の創出に資するために、継続的かつ積極的な運用ができる科学技術基盤としてのCOEの構築が期待される。</p>						
開始年	平成9年度	予算額	13年度	67億9,500万円	採択数	13年度	4件（応募5件）
1件当り事業規模	1地域あたり2.5億円程度/年 (各都道府県等の同等の負担が必要)		14年度	57億8,500万円		14年度	5件（応募11件）
			15年度	53億1,100万円		15年度	4件（応募7件）
助成先	都道府県が指定する中核機関等						
事業内容(研究開発内容)	<p>① 事業総括による総合的なコーディネート 地域の科学技術資源の組織化に関する事業総括を都道府県等の推薦により登用し、そのもとに、独創的な研究、新技術を育て上げた経験を有し、研究指導者として優れた能力を持つとともに企業化に積極的な人物を研究統括として委嘱し、その指揮のもとに共同研究を実施する。</p> <p>② 地域のCOEの構築 研究員が組織を超えて結集するコア研究室を中心として、研究開発型企業、公設試験研究機関、地域内外の大学、国立試験研究機関等が参加する共同研究を展開することにより、既存の研究開発セクターの機能活性化を図りつつ、研究成果の蓄積、継承、高度化を通して社会から期待される地域のCOEの構築を目指す。</p> <p>③ 柔軟な技術移転・支援システムの構築 本事業に係る共同研究成果の技術移転や企業化・商品化をサポートするため、新技術エージェント（研究開発型企業に対し共同研究成果等の導入を促すとともに、市場ニーズを研究の場へフィードバックさせる役割を担う）、スキルバンク（共同研究の展開や研究成果に基づく企業化等の支援システム）のような技術移転・支援システムを中核機関に構築する。</p>						

所管官庁	6. 科学技術振興機構		制度名	地域研究開発促進拠点支援事業			
概要	<p>地域の科学技術活動の活性化を図るために設立された財団等をコーディネート活動の拠点として都道府県が整備するにあたり、国全体の科学技術基盤形成の視点から、科学技術振興機構が科学技術コーディネーターを委嘱し、かかる拠点を支援する。</p> <p>地域における産学官の連携の状況に応じて、コーディネート活動の重点に差があることから、事業を地域における産学官の人や研究情報の交流を活発にする「ネットワーク構築型」、及び既に地域に産学官のネットワークを持つ地域において、地域の大学等の研究シーズを育成・活用する「研究成果育成型」に区分している。</p> <p>本事業の研究開発期間の終了後は、地域に形成された拠点機関、連携拠点機関のコーディネート機能を都道府県が継承し、地域における科学技術の振興と地域経済の活性化、生活の質の向上、知的資産の拡充等に向けた活動が展開されることが期待される。</p>						
開始年	ネットワーク構築型	平成8-14年度	13年度	14億5,600万円		13年度	育成型4件(応募5件)
継続時期	研究成果育成型	平成11年度	14年度	10億900万円		採択数	ネットワーク構築型は11年度研究成果育成型は13年度で新規募集終了
1件当り事業規模	ネットワーク構築型	4000万円程度/年	15年度	6億1,400万円			
	研究成果育成型	8000万円程度/年	(15年度は育成型のみ)				
助成先	都道府県が指定するコーディネート機能の拠点機関						
事業内容(研究開発内容)	<p>〔ネットワーク構築型〕(事業計画の規模:4000万円程度/年で4年間)</p> <p>① 地域独自の科学技術基盤形成とコーディネート機能 都道府県は地域の研究開発活動促進のためコーディネートの拠点機関を指定し、同機関は科学技術コーディネーターの活動を通してコーディネート機能の整備・形成を推進する。</p> <p>② 科学技術コーディネーターを配置 各拠点機関に科学技術振興機構が委嘱する科学技術コーディネーターを1人配置し、その人脈を形成・活用し拠点機関におけるコーディネート機能を形成する。 この科学技術コーディネーターの活動項目には、探索分野の設定、地域ニーズ・研究シーズ調査、地域の技術ニーズと研究シーズとの結合、研究プロジェクトの企画、地域合意の形成、調査結果・検討結果等の公開、その他地域の実情にあった地域独自のコーディネート活動による地域独自の拠点機能の整備が挙げられる。</p> <p>〔研究成果育成型〕(事業計画の規模:8000万円程度/年で5年間)</p> <p>① 連携拠点機関の産学官ネットワークを活用 大学との連携の拠点となる連携拠点機関は、大学等の共同研究センターといった連携拠点と協力して、研究成果の育成・活用を図る。</p> <p>② 成果育成活用促進会議の設置 各連携拠点機関に「成果育成活用促進会議」を設置、大学等との連携方策及び研究成果育成計画等の重要事項を審議、また大学等の研究情報の調査・収集方策を立案し、当該方策を連携拠点機関に提示する。</p> <p>③ 4人の科学技術コーディネーターを配置 各連携拠点機関に同機構が委嘱する科学技術コーディネーターを配置、大学等の機関及び研究者の要請を受け、大学等の研究成果の調査と情報の整理、企業ニーズの調査と情報の整理、大学等の研究成果の実用化の可能性評価、企業ニーズを踏まえた研究成果育成計画の作成と育成試験の実施、技術移転関連の諸事業への橋渡し、他地域との交流、業務連携、その他、同機構と都道府県・連携拠点機関・研究者・企業との連携調整等の業務を行う。</p>						

所管官庁	7. 総務省		制度名	戦略的情報通信研究開発推進制度			
概要	<p>第2期科学技術基本計画、e-japan重点計画、情報通信研究開発基本計画等による優れた成果を生み出す研究開発システム構築のために競争的な研究開発環境の整備計画を受けて、情報通信分野における競争的資金として平成14年度に従来通信・放送機構で行ってきた「ギガビットネットワーク利活用研究開発制度」を統合し創設された。</p> <p>情報通信技術の研究開発力の向上及び競争的な研究環境の形成により、研究者のレベルアップ及び世界をリードする知的財産の創出を図り、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的資金制度。</p>						
開始年	平成14年度		13年度			13年度	
1件当り事業規模	1,000-5,000万円/年		14年度	13億5,000億		14年度	45件(応募352件)
			15年度	22億5,000億		15年度	46件(応募348件)
助成先	民間企業、大学、公的研究機関等に所属する研究者						
事業内容(研究開発内容)	<p>総務省で研究開発課題を公募の上、2段階による評価を行い、優れた研究開発課題に対して研究費及び間接経費を配分する。</p> <p>研究開発課題は下記の3点。</p> <p>① 特定領域重点型研究開発(次世代ネットワーク技術、周波数資源開発、新機能・極限技術、次世代ヒューマンインタフェース、バイオIT、宇宙通信技術)</p> <p>② 研究主体育成型研究開発(若手研究者(35才以下)、産学(官)研究共同体)</p> <p>③ 国際技術獲得型研究開発(国際標準の獲得を目指す研究開発課題を募集)</p>						

所管官庁	8. 総務省 消防庁		制度名	消防防災科学技術研究推進制度			
概要	消防防災科学技術の振興を図り、安心・安全に暮らせる社会の実現に資する研究を、提案公募の形式により、大学、研究所、消防機関等産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、優秀な提案に対して研究費を助成し、産学官の連携を推進するとともに革新的かつ実用的な技術へ育成するための、消防防災分野の競争的資金制度。						
開始年	平成15年度	予算額	13年度		採択数	13年度	
1件当り事業規模	100～400万円/年と、400～2,000万円/年の2区分。		14年度			14年度	
			15年度	1億9,900万円		15年度	16件 (応募131件)
助成先	産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関又は団体、左記機関で構成されるグループ						
事業内容(研究開発内容)	消防防災が直面する課題解決を図るために、産学官各方面で埋もれている技術シーズを発掘・育成し、成果の社会・経済への還元を推進することを目的とする。 そのため技術開発に関する研究の内容が、消防防災に係る課題の解決にとって、実用的な意義が大きいものであり、かつ、消防防災への波及効果が具体的に想定される、科学技術(自然科学及び人文・社会科学)に関する萌芽的研究・基礎的研究・応用研究・開発研究を公募の対象とする。						

所管官庁	9. 通信・放送機構		制度名	先進技術型研究開発助成制度			
概要	情報通信分野の新規事業の創出に資する先進的な技術の研究開発を行うベンチャー企業等に対し、研究開発経費の一部を助成する制度。制度は平成7年度の創設だが、平成11年度より産学連携枠(大学、高等専門学校又は大学共同利用機関との共同研究)を創設した。						
開始年	平成7年度	予算額	13年度	1億円	採択数	13年度	8件 (応募64件)
1件当り事業規模	(1)一般枠上限3,000万円、1/2 (2)産学連携枠上限4,000万円、1/2		14年度	1億円		14年度	7件 (応募59件)
			15年度	2億2,500万円		15年度	15件 (応募71件)
助成先	次の要件をそれぞれ満たした研究開発者。 ①助成対象事業を行おうとする者が、事業対象事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有すること。 ②助成対象事業となる研究開発が、交付申請する年度を含み3年度以内に完了し、新規事業の創出に資するものであること。 ③助成対象事業を行おうとする者の資本金が次の要件をみたすこと。 ・資本金100億円以上の企業が単独の1社で30%以上出資していないこと ・国、地方公共団体、特殊法人、認可法人が出資していないこと。 ④助成対象事業となる研究開発のための資金調達に、助成対象事業を行おうとする者の自己資金のみでは困難であること。 (以下省略)						
事業内容(研究開発内容)	① 新規性 新たな役務を提供する事業又は提供の方式を改善する事業の創出に資するものであること。 ② 困難性 当該研究開発の実施にあたり、その研究開発リスクが高いことにより、予定される成果の実現が困難であること。 ③ 波及性 開発される技術による創出される新事業が将来的に大きく成長する可能性があること、又は開発される技術が、通信・放送技術として幅広く波及する可能性があること。						

所管官庁	10. 厚生労働省	制度名	厚生労働科学研究費				
概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的として創設された事業。 独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から研究課題を募集している。						
開始年	昭和26年	予算額	13年度	328億8,500万円	採択数	13年度	1,205件(応募2,491件)
1件当り事業規模	100万～1億5,000万円程度/年		14年度	407億0,200万円		14年度	1,430件(応募3,237件)
			15年度	416億8,700万円		15年度	1,439件(応募2,635件)
助成先	① 以下の試験研究機関等（国内に限る）に所属する研究者 厚生労働省の施設等機関、地方公共団体の附属試験研究機関、大学及び同附属試験研究機関、民間の研究機関、研究を主な事業目的としている公益法人・独立行政法人 ② 研究を主な事業目的としている公益法人						
事業内容 (研究開発内容)	研究事業は、行政政策研究、総合的プロジェクト研究、先端的厚生科学研究、健康安全確保総合研究の4分野に大別され、研究事業毎に研究課題設定を行い、公募により研究チームを採択する。						

所管官庁	11. 農林水産省 農林水産技術会議事務局	制度名	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業				
概要	生産及びこれに関連する流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、研究課題の公募及び研究実施に当たっての産学官連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術等を活用した質の高い試験研究の促進を目的とする。 平成15年度は地域の農林水産業・食品産業等の活性化を図るため新たに「地域活性化型研究」領域を創設し創設し、地域の農林水産研究の推進、地域経済の活性化を図っている。						
開始年	平成14年	予算額	13年度		採択数	13年度	
1件当り事業規模	500～5,000万円程度/年		14年度	18億810万円		14年度	30件 (応募266件)
			15年度	19億7,680万円		15年度	54件 (応募389件)
助成先	応募する研究機関は研究の推進に係る運営管理等を行う中核機関であり、中核機関は原則として以下の①から④のいずれかであって少なくとも1以上の機関と共同研究を行うことが必要。独創的現場シーズ活用型研究については、④の農林漁業者を中核機関又は共同機関として含まなければならない。 ① 都道府県、市町村、公立試験研究機関、② 大学、大学共同利用機関、③ 独立行政法人、特殊法人、認可法人、④ 民間企業、公益法人、協同組合及び農林漁業者						
事業内容 (研究開発内容)	「研究領域設定型研究」と「地域活性化型研究」の二つに区分。 「研究領域設定型研究」では農林水産行政上の要請により、緊急性・重要性が高く、試験研究の成果が生産現場や政策立案に資するものとして毎年度設定される研究領域に対応した研究課題を対象とする。 「地域活性化型研究」は、地域における生産現場に由来する技術シーズの活用又は地域ニーズへの対応を図るものであって、その成果の生産現場（生産及びこれに関連する流通、加工等の現場）への早期普及が見込まれる研究課題を対象とする。						

所管官庁	12. 農林水産省 総合食料局	制度名	ブランド・ニッポン加工食品供給促進技術開発事業			
概要	食料自給率向上の必要、国産農産物を利用した食品へのニーズを背景に、食文化を生かした「ブランド・ニッポン」食品の供給促進の目的のもと創設された。具体的には、国産農産物に固有の機能性を活かした地域の個性ある高付加価値食品の開発に向けた諸技術開発、さらには国産農産物の一層の利用促進に資する機能性の解明技術の開発に対する支援を行い、食品産業と農業の連携強化を通じて、消費者のニーズを踏まえた地域の特色ある加工食品の供給を促進し、食料自給率の向上と地域の活性化を図る。					
開始年	平成15年度	予算額	13年度		採択数	13年度
1件当り事業規模			14年度			14年度
			15年度	1億5,500万円		15年度
						10件 (応募35件)
助成先	国内の会社又は事業協同組合、社団法人、財団法人等の民間団体。 大学（高専を含む）、独立行政法人、公設試験研究機関も共同開発者として申請・参画が可能。代表申請者を明確にした上で、会社間又は会社と民間団体との共同開発も可能。					
事業内容 (研究開発内容)	① 共通基盤技術開発 加工適性の向上、原料農産物の評価等、共通基盤技術の開発 ② 地域農産物利用技術開発 消費者ニーズを踏まえた、地域農産物を活用した高品質食品を製造する技術の開発 ③ 国産農産物機能性解明技術開発 国産農産物の利用促進に資する農林水産物の機能性を解明する技術の開発 (本事業は食品製造分野を対象としており、農林水産業の生産分野は対象としていない。)					

所管官庁	13. 農業・生物系特定産業技術研究機構	制度名	新事業創出研究開発事業（地域型）			
概要	地域レベルで産学官が研究共同体（コンソーシアム）を形成し、新事業の創出につながる研究開発を推進する。15年度以降、「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」において新規課題を募集・採択している。					
開始年	平成13～14年度	予算額	13年度	3億5,000万円	採択数	13年度
1件当り事業規模	6,000万円程度/年（2年目以降に研究費を減額することがある）		14年度	6億8,300万円		14年度
			15年度			15年度
						6件 (応募49件)
						4件 (応募49件)
助成先	以下の要件を満たした地域コンソーシアム（地域研究共同体）。 ① コンソーシアムとして対象地域を設定し、その対象地域内に研究対象となる資源（材料等）があること ② コンソーシアムには複数の民間企業の参加を必須とし、A129大学、独立行政法人、公立試験研究機関等のいずれかの参加があること ③ コンソーシアムを代表する技術コーディネーターが設置されていること					
事業内容 (研究開発内容)	民間企業、大学、独立行政法人及び公立試験研究機関等が構成員となる「地域研究共同体」から課題を公募し地域における新事業、新雇用の創出につながる研究開発を実施する。 本事業の対象範囲は、地域特性を活かした新事業の創出が期待される研究分野であって、地域資源の有効活用やこれらを用いた高機能・高品質食品の開発等の農林水産関連分野、食品分野等とする（食品以外の生産資材等の開発分野を含む）。					

所管官庁	14. 農業・生物系特定産業技術研究機構	制度名	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業			
概要	従来の地域性を重視した「新事業創出研究開発事業（地域型）」を組み換え平成15年度に創設。民間企業、大学、独立行政法人等の連携による異分野融合型研究を行うコンソーシアムから課題を公募し、委託研究を行うことで画期的な技術開発を推進する。					
開始年	平成15年度	予算額	13年度		採択数	13年度
1件当り事業規模	5,500万円程度/年（2年目以降に研究費を減額することがある）		14年度			14年度
			15年度	6億8,100万円		15年度
						4件 (応募61件)
助成先	以下の要件を満たすコンソーシアム（研究共同体） ① 異分野の研究者が共同して研究開発を遂行すること ② 複数の民間企業が参加するとともに、大学、独立行政法人、公立試験研究機関等のいずれかの機関が参加していること ③ コンソーシアムを代表する者として、コンソーシアムの取り組む研究開発の遂行に当たって総括・調整等の役割を担う技術コーディネーターを設定していること					
事業内容 (研究開発内容)	新産業の創出が期待される農林水産・食品産業関連分野及びバイオ産業分野等の研究開発（地域資源の有効活用、食品以外の生産資材の開発等を含む）であって、異分野の研究者が共同して行う研究開発を対象とする。					

所管官庁	15. 経済産業省	制度名	地域新生コンソーシアム研究開発事業
概要	<p>本事業は、地域において産業界、学界、政府の試験研究機関等が強固な研究共同体（地域新生コンソーシアム）を組み、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等が蓄積してきた独創的研究成果（技術シーズ）を活用し、地域の研究開発能力と産業集積を生かしつつ研究開発を行い、地域プラットフォームとの連携を図り、日本経済の新生に資する地域の新規産業の創出に貢献しうる製品・サービス等を開発することを目的とする。</p>		
一般枠			
開始年	平成9年	予算額	採択数
1件当り 事業規模	初年度目：1億円以内、 2年度目：5,000万円以内	14年度 86億5,000円 15年度 99億9,000円	14年度 49件（応募483件） 15年度 61件（応募480件）
	中小企業枠		
開始年	平成14年	予算額	採択数
1件当り 事業規模	初年度目：3,000万円以内 2年度目：2,000万円以内	14年度 15年度	一般枠と同じ 14年度 73件（応募408件） 15年度 29件（応募383件）
	<p>助成先</p> <p>下記の要件を満たしたコンソーシアム</p> <p>① コンソーシアムは管理法人、総括研究代表者、副総括研究代表者及び研究実施者によって構成され、委託研究に必要な技術シーズ・知見を有する者を含むこと。</p> <p>② 研究実施者は原則として複数（中小企業枠の場合は単独でも可）の民間企業を含む構成とする。またコンソーシアムには大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人であって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関のうちのいずれか1つ以上の機関を含むこと。</p> <p>③ なお、総括研究代表者（プロジェクター）、副総括研究代表者（サブリーダー）のどちらか1名、あるいは両名はコンソーシアムに参画している民間企業の研究員が担当すること。</p>		
事業内容 (研究開発 内容)	<p>〔一般枠〕</p> <p>(1) 産業技術戦略上の目標</p> <p>①安心・安全で質の高い生活の実現 ②高度情報化社会の実現 ③環境と調和した経済社会システムの構築 ④エネルギー・資源の安定供給の確保</p> <p>(2) 重点分野</p> <p>上記目標を達成するために設定する下記重点分野に原則として該当すること。（※ただし、農産物の栽培方法といった農業技術の開発等は対象とならない）。</p> <p>① 情報通信分野 ② バイオテクノロジー分野 ③ 機械分野 ④ 化学分野 ⑤ エネルギー分野 ⑥ 医療・福祉分野 ⑦ 材料分野 ⑧ 環境分野 ⑨ 住宅産業分野 ⑩ 航空機分野 ⑪ 宇宙分野 ⑫ 自動車分野 ⑬ 繊維分野 ⑭ 食料分野 ⑮ 造船分野 ⑯ 建設分野</p> <p>〔中小企業枠〕</p> <p>前記(1)に該当するもののうち、次のいずれかの要件を満たすものを対象とする。</p> <p>① 参加企業数の2/3以上が中小企業であること。</p> <p>② 研究開発費総額のうち、管理法人の設備関係経費を差し引いた金額の2/3以上を中小企業が担当すること。</p> <p>研究実施者は原則として複数（中小企業枠の場合は単独でも可）の民間企業を含む構成とする。コンソーシアムには大学、高等専門学校、大学共同利用機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人、研究開発を目的とする特殊法人、国及び地方公共団体の試験研究機関のうちのいずれか1つ以上の機関を含む</p>		

所管官庁	16. 経済産業省	制度名	地域新規産業創造技術開発費補助事業				
概要	本事業は、企業等が行うリスクの高い実用化技術開発に要する経費の一部を国が補助することによって、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図ることを目的とし、必要に応じ大学等の技術支援を受けて地域企業やベンチャー企業が実施する実用化技術開発に要する経費の一部を補助する制度。						
開始年	平成9年	予算額	14年度	55億2,000万円	採択数	14年度	61件 (応募168件)
1件当り事業規模	3,000万円～1億円以内/年 (2年度目は5,000万円程度以内)		15年度	55億4,000万円		15年度	63件 (応募342件)
助成先	地域の民間企業、個人等						
事業内容 (研究開発内容)	<p>① 新分野進出や新規創業など、当該技術開発を実施するに当たりその技術開発リスクが高いことにより、補助事業者の自己資金での実施が困難であること。</p> <p>② 次のいずれかに該当する技術開発であること。(ただし、農業技術の開発等は対象外とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の発送に基づいた手法によって新たな技術を開発又は導入し、新産業・新事業の創出に資する技術開発 ・既存の技術の独自の発送に基づく組み合わせ又は新規の技術分野への導入によって、新産業・新事業の創出に資する技術開発 <p>③ 技術開発終了後、ただちに事業化できる技術開発テーマであること。</p> <p>④ 技術開発及び事業化計画の実施により、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化が期待できること。</p> <p>⑤ 当該技術開発が同時に他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>⑥ 技術開発期間は、2年以内であること。</p> <p>基礎研究及び既に事業化の段階に入っているものは、本補助金の対象とはならない。 なお本事業の公募対象は下記の2つに区分されている。</p> <p>〔一般枠〕 企業等が行う地域経済への波及効果が大きくリスクの高い実用化技術開発であること</p> <p>〔省エネ枠〕 上記に加え、エネルギーの使用の合理化に寄与する技術開発課題であること。</p>						

所管官庁	17. 中小企業庁	制度名	中小企業技術開発産学官連携促進事業				
概要	<p>中小企業の活性化及び新規産業の創出を促進し、ものづくりを支える地域の中小企業が抱える技術的課題を解決するため、公設試験研究機関を中心とした広域的な産学官の連携の下に、地域における技術開発を実施し、中小企業の技術開発能力の向上を図り、技術開発成果の普及促進等を推進する事業</p> <p>具体的には、都道府県及び中小企業支援法施行令第2条に指定する市が、地域における中小企業の活性化を図り、産業界、行政機関、関係団体等の有機的な連携を促進するために行う事業に要する経費について補助金を交付することにより、公設試験研究機関を中心とした産学官の連携の下に、地域における中小企業の技術開発力の向上を図り、技術開発成果の普及促進等を推進する。</p>						
開始年	平成12年度	予算額	13年度	9億3,645万円	採択数	13年度	-
1件当り事業規模	上限は特になし		14年度	5億523万円		14年度	115件 (応募115件)
			15年度	3億5,104万円		15年度	40件 (応募40件)
助成先	公設試験研究機関						
事業内容 (研究開発内容)	外部有識者、プロジェクト代表者等から成る産学官推進委員会を設置、ここを中核に複数の公設試と中小企業が集まり実施する研究開発に対して助成する。						

所管官庁	18. 新エネルギー・産業技術総合開発機構		制度名	大学発事業創出実用化研究開発事業			
概要	<p>本事業は「大学発ベンチャー1000社」計画の一環として、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関、国の試験研究機関及び試験研究に関する業務を行う独立行政法人）における研究成果の技術移転による事業化を促し、大学の持つ技術の有効利用による新規産業・市場創出を促進する目的で創設された。</p> <p>具体的には、事前調査事業（F/S）と研究開発事業（R&D）に分けて公募を行う。</p> <p>① 事前調査事業（F/S） 民間事業者が中小企業である場合に限り、事業化可否を判断するための事前調査を支援する。</p> <p>② 研究開発事業（R&D） 大学等における研究成果を活用して、民間事業者と大学等が連携して行う事業化可能性を探索するための研究開発を支援することにより、民間事業者による大学等の研究成果の事業化を促進する。</p>						
開始年	平成14年度		13年度		13年度		
1件当り事業規模	事前調査事業(F/S)：200万円以下 研究開発事業(R&D)：1,000万円以上 資金提供事業者が技術移転を扱う組織に提供する資金の2倍以内	予算額	14年度	22億2,000万円	採択数	14年度	52件（応募100件）
						補正	106件（応募154件）
			15年度	24億1,000万円		15年度	26件（応募48件）
助成先	大学等と連携して、市場性等の観点から、その研究成果を評価・選別し、権利化を行い、民間事業者へ移転する事業を業務として行う事業者（TLO）						
事業内容（研究開発内容）	<p>科学基本計画において示された重点指針に対応した、新たな産業・雇用創出に資する技術課題のうち、以下の8分野。（ヒトクローン、実験を伴う開発等の経産省所管以外の技術開発及び、原子力に関する技術開発は除かれる。）</p> <p>①ライフサイエンス ②情報通信 ③環境 ④ナノテクノロジー・材料 ⑤エネルギー ⑥製造技術 ⑦社会基盤 ⑧フロンティア</p>						

所管官庁	19. 新エネルギー・産業技術総合開発機構		制度名	基盤技術研究促進事業			
概要	<p>基盤技術研究の成果は我が国の国民生活、社会経済活動の基盤を成すばかりでなく、革新的な技術体系をもたらし、新規市場の創出等様々な波及効果が期待できる知的資産を生み出すものであり、わが国産業技術力の強化には、知的資産及び産業フロンティア開拓の源である基盤技術研究を強力に推進することが不可欠の課題であるとする認識から、我が国の試験研究活動の大半を占める民間における基盤技術研究の強化、とりわけ明確な目的をもった基礎研究（目的基礎研究）の強化を目的とする。</p> <p>リスクの高い基盤技術研究に民間企業単独で取り組むことを支援し、委託事業として支援し、これを促進することにより、我が国の鉱工業基盤技術の向上及びその成果普及を図る。</p>						
開始年	平成13年度		13年度	30億円	採択数	13年度	33件（応募314件）
1件当り事業規模	数千万円から数億円程度／年	予算額	14年度	107億円		14年度	33件（応募284件）
			15年度	105億円		15年度	17件（応募252件）
助成先	大学、国立研究所等の若手研究者又は若手研究チーム						
事業内容（研究開発内容）	<p>経済産業省の所掌に係る鉱工業の技術、フロンティアを開拓する世界最高水準（トップランナー型）の基盤技術研究、基盤技術として国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもののうち、斬新的、革新的又は独創的なもの、技術的リスクが高く、その成果（知的所有権）を利活用するために自らが試験研究を行うには相当の困難を伴うと考えられるもの、将来（10年程度）における成果の利活用の計画が明確である、国家研究等で現在取り組んでいるテーマと重複していない技術。</p>						

所管官庁	20. 中小企業総合事業団		制度名		課題対応技術革新促進事業			
概要	産業の核となる新たな技術を生み出し、技術革新を一層強力に推進するため、関係省庁と連携し、中小企業者又は中小企業者を含む共同研究体に対し経済・社会ニーズに即応した技術開発課題を提示し、公募を行い、優れた提案について、(株)中小企業総合事業団から研究開発事業(F/S)又は事前調査事業(R&D)を委託する事業。							
調査研究 F/S								
開始年	平成10年度		予算額	13年度	10億6,640万円	採択数	13年度	235件 (応募500件)
1件当り事業規模	F/S 助成率100% 上限500万円		予算額	14年度	7億6,780万円	採択数	14年度	153件 (応募632件)
				15年度	3億3,591万円		15年度	73件 (応募610件)
研究開発 R&D								
開始年	平成11年度		予算額	13年度	17億5,644万円	採択数	13年度	45件 (応募123件)
1件当り事業規模	R&D 助成率100% 上限2,500万円		予算額	14年度	17億5,644万円	採択数	14年度	51件 (応募315件)
				15年度	12億9,979万円		15年度	33件 (応募121件)
助成先	事前調査事業(F/S)にあつては「中小企業者」、研究開発事業(R&D)にあつては、「中小企業者」又は「共同研究体の事業管理法人							
事業内容(研究開発内容)	事前調査事業(F/S)に採択された中小企業者は、実現可能性を検証するため、技術的可能性、事業化可能性等の事前調査事業(F/S)を行う。さらに、本制度による事前調査事業(F/S)を終了したもの等を対象に公募を行い、優れた提案について研究開発事業(R&D)を委託し、効率的に事業化を推進する。またR&Dの場合は共同研究体による実施を認めている。募集技術開発の対象は、①ライフサイエンス ②情報通信 ③環境 ④ナノテクノロジー・材料 ⑤エネルギー ⑥製造技術 ⑦社会基盤 ⑧フロンティア(宇宙・海洋)の8分野。							

所管官庁	21. 中小企業総合事業団		制度名		戦略的基盤技術力強化事業			
概要	中小企業が主たる担い手となる産業分野で、我が国製造業全体の競争優位や我が国経済活性化への波及効果が特に高いと考えられる基盤的・戦略的分野について、しわが国製造業全体の底上げを通じた国際競争力の強化を目指す。具体的には、当該分野の優れた技術を有する中小企業と、当該技術のユーザー企業(自動車・電機等)や素材メーカー、大学等が共同で行う競争力強化のために鍵を握る研究開発を、戦略的かつ集中的に研究開発を実施する。そのため国の提示した対象技術分野について公募を行い、優れた提案について事業団から中小企業者等に研究開発を委託する。							
開始年	平成15年度		予算額	13年度		採択数	13年度	
1件当り事業規模	1億円以内/年		予算額	14年度		採択数	14年度	
				15年度	31億9,400万円		15年度	30件 (応募162件)
助成先	下記の要件を満たした共同研究体の事業管理法人 ・ 事業管理法人・構成メンバー・総括研究代表者(プロジェクトリーダー)、副総括研究代表者(サブリーダー)の設置。プロジェクトリーダー、サブリーダーのどちらかが中小企業に属していること ・ 共同研究体の構成メンバーは、原則として複数の民間企業を含む構成とし、研究の中核部分の実施は、中小企業者であること(参加企業における割合2/3以上)。またユーザー企業及び研究機関の参加は原則。(以下省略)							
事業内容(研究開発内容)	特に平成15年度から3年間は金型及びロボット部品分野を集中的に研究開発を実施する。(研究開発実施期間終了後3年以内に事業化が図れるレベルであること) 〔金型分野〕 金型産業の空洞化を阻止し、高付加価値化等を通じた国際競争力を維持・確保する上で必要とされる金型技術課題 〔ロボット部品分野〕 病院や福祉施設、家庭等で活躍するロボットなど、製造現場以外で活用される次世代ロボットに必要な基盤的要素技術(モータ、カセンサ、画像・音声認識等)を確立し、次世代ロボットの早期実用化を図る。							

所管官庁	22. 国土交通省		制度名 建設技術研究開発助成制度				
概要	急速に変化する社会経済情勢的確かつ早急に対応するため、建設分野の技術革新のみでその解決を図るのではなく、建設以外の他分野を含めた広範な学際領域における建設技術革新を促進し、それらの成果を公共事業等で活用することを目的に、大学等の研究機関の研究者等の研究開発費を助成するため、予算の範囲内において補助金を交付する競争的資金制度。公募テーマは「一般分野」と、「総合技術開発プロジェクト関連分野」の二種に分類。						
開始年	平成13年度	予算額	13年度	1億円	採択数	13年度	3件 (応募61件)
1件当り事業規模	1,000～5,000万円/1年 ただし、交付申請者が法人の場合は、3,000～5,000万円/1年		14年度	2億4,000万円		14年度	6件 (応募84件)
			15年度	2億5,000万円		15年度	8件 (応募70件)
助成先	大学又は同附属試験研究機関に所属する研究者、研究を主な事業目的としている公益法人又は当該法人に所属する研究者。左記に該当する研究者2人以上が同一の研究開発を共同で行う場合は、当該研究開発の代表者						
事業内容(研究開発内容)	[一般分野] ① 安全で豊かな住宅・社会資本の整備 ② 環境問題解決 ③ 住宅・社会資本整備のためのソフト・ハードの情報技術推進 [総合技術開発プロジェクト関連分野] ① 自然共生型国土基盤整備技術の開発に資する研究開発 ② 社会資本ストックの管理運営技術の開発に資する研究開発						

所管官庁	23. 環境省		制度名 環境技術開発等推進費				
概要	本事業は、持続可能な社会の構築などの社会的要請や総合科学技術会議における環境分野の検討等を踏まえ、環境負荷低減、改善・修復、環境監視計測等の分野において緊急に開発すべき環境技術分野を特定し、各研究機関において実施される当該分野に係る研究・開発・実証課題を支援することにより、比較的短期間で実用化が見込まれる環境技術の開発・普及の推進を図るべく、従来実施の「未来環境創造型基礎研究推進費」を継承するかたちで創設された。						
開始年	平成13年度	予算額	13年度	7億円	採択数	13年度	11件 (応募191件)
1件当り事業規模	基礎研究開発 2,500～5,000万円/年 実用化研究開発2,500～5,000万円/年		14年度	7億6,500万円		14年度	2件 (応募22件)
			15年度	7億6,500万円		15年度	10件 (応募74件)
助成先	国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関、大学(大学等共同利用機関を含む。)、高等専門学校、公益法人の試験研究機関・部門、地方公共団体の試験研究機関、民間企業の試験研究機関・部門に常勤の研究者として所属する者。 (共同研究開発プロジェクトは、産学官の連携が図られていることが望ましい。)						
事業内容(研究開発内容)	[基礎研究開発] 環境について未解明な現象や現状の環境保全技術では対応できない課題が非常に多く基礎段階から徹底的な研究が必要であり、また今後予想される将来の環境リスクに予防的に対応するための研究開発課題に取り組む必要がある。このため、以下の分野について、産学官の連携の下、次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するための基礎的・基盤的研究を重点的に実施する。 [実用化研究開発] 環境保全対策技術の確立・普及については、従来は発生した環境負荷の後処理対策技術が中心であったが、環境負荷を低減する生産システム・技術、環境汚染物質による負の遺産の処理技術、環境を修復・改善する技術、環境悪化を予防するための対策技術などについての取組を強化していく必要がある。このため、本制度による研究開発の終了後比較的短期間のうちに実用化が見込まれる環境技術について、研究、開発を重点的に推進する。 (全ての技術分野において、ナノテクノロジーを効果的に活用・開発する研究等環境とナノテクノロジーとの融合領域を扱う課題が優先的に採択される。)						